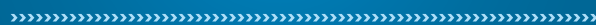


計画実現の ために



1 財政計画(一般会計)	267
2 普通建設事業の調整	269
3 計画の進行管理	270

1 財政計画 (一般会計)

財政見通し

歳入・歳出のポイントとなる各項目について、後期実践計画期間の財政見通しを整理しています。

歳入	市税	・新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響を受けて、2021年度は大幅な減額を見込む。なお、2022年度以降は段階的な回復を見込むが、影響が恒常的となる法人市民税の一部国税化拡大を踏まえた水準を見込む。
	国県支出金	・大規模な建設事業の進捗及び扶助費の増加に伴い、増額を見込む。

歳出	義務的経費	人件費	・おおむね横ばいと見込む。
		扶助費	・高齢化等の影響により、増額を見込む。
		公債費	・市債(借入金)の借入状況に応じた増額を見込む。

財政運営の基本方針

2021年度から国の税制改正(法人市民税の一部国税化の拡大)の影響が最大となることに加え、地方交付税の合併特例措置が終了することにより、本市の歳入は大幅な減少が見込まれます。このような情勢を受け、歳入に見合った予算規模への転換を図るため、財務体質の強化に取り組みつつ、市債、基金を有効活用し「将来に向けたまちづくりの推進」と「健全財政の維持」の両立を図っていきます。

- 予算規模の段階的な適正化に向けて、事業・事務の最適化及び選択と集中の徹底を図るとともに、民間の力の積極的な活用等に取り組みます。
- 実践計画ローリング^{*1}により、毎年度、実践計画事業の見直しを行い、情勢の変化に的確かつ機動的に対応します。
- 普通建設事業費は300億円以上の確保をめざします。後期実践計画期間では、優先的・重点的に取り組む重点施策事業や、既に着手済みで早期の効果発現が期待される事業を中心に計画的な推進を図ります。
- 市債、基金は、健全財政の維持のため残高水準に留意しつつ、行政サービスの確保や施策の推進に必要な財源確保のため、適切に有効活用します。

財政計画

歳入については景気や税財政制度等の社会経済動向の見込みを、歳出については扶助費等の義務的経費、実践計画事業の必要額、公共施設の維持補修費等の見込みを反映しています。さらに、財政運営の基本方針に基づく行財政改革の取組効果を反映しました。

これらの見込みは、社会経済の動向や新たな行政需要等により変動するため、毎年度の歳入歳出の見通しと本計画との乖離を確認し、適時、見直しを行います。

用語解説

^{*1} 実践計画ローリング：毎年度個々の事業の状況及び次年度以降の計画を見据えた事業の進捗管理・効果検証を行い、その結果を予算編成に反映し、次年度以降の事業の方向性を決定する手法

		2020年度 当初予算	後期実践計画期間 (2021年度～2024年度)
歳入	市税	997	990
	国県支出金	306	315
	繰入金、市債	243	230
	その他 [*]	280	265
	歳入合計	1,826	1,800

		2020年度 当初予算	後期実践計画期間 (2021年度～2024年度)
歳出	義務的経費	738	750
	普通建設事業費	414	390
	維持補修費		
	その他 [*]	674	660
	歳出合計	1,826	1,800

その他(歳入) 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

その他(歳出) 物件費、補助費等、災害復旧事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、予備費

市債と基金の活用の考え方

本市の特徴として、歳入は個人市民税、法人市民税、固定資産税の市税収入が根幹となっていますが、法人市民税は景気動向に左右され、本市の歳入に大きな影響を与えます。また、歳出の特徴としては将来のまちづくりへの投資に必要な普通建設事業費を比較的多く確保していることが挙げられます。

これらを踏まえた上で安定した財政運営を行っていくため、市債と基金の活用の考え方を整理し、健全財政の維持と時機を捉えた効果的な施策展開の両立を図ります。

- 市債活用の考え方
 - まちづくりに必要な投資や行政サービスの確保のため、残高に留意しつつ、税収等の状況に応じて有効活用し、財源確保を行います。
- 基金活用の考え方
 - 資金積立基金の計画的かつ効果的な活用を図ります。
 - 今後見込まれる財政需要及び大規模地震等の災害への備えや、急激な経済情勢の変化へ対応するために必要な基金残高を確保します。

2 普通建設事業の調整

普通建設事業は、ソフト事業に比べて事業規模が大きく、事業着手前の事前評価が重要であることから、普通建設事業マネジメント体制^{※1}において事業費の全体規模を踏まえ、個別事業の実施判断・内容精査を行います。

事業調整は、事業の内容・規模に応じて「新設・更新等^{※2}」、「施設維持^{※3}」、「その他」に分類して実施しています。

(1) 事業調整の考え方

後期実践計画期間における普通建設事業の事業調整は、中長期的な財政見通しや社会環境変化を踏まえ、普通建設事業費の適正化を図っていくことを前提としながら、以下の考え方に基づき行います。

〈新設・更新等〉

重点施策の推進、継続事業の早期完了のために必要な投資を行いながら、経常的に実施している事業や補助事業などについては適切な規模への見直しを図るなど、「選択と集中」、「持続可能なまちづくり」の視点をもとに調整を行います。

〈施設維持〉

施設の老朽化の進行による施設維持経費の増加や大規模自然災害の発生に備え、施設の安全確保に必要な対策を総合的かつ計画的に実施します。そのため、後期実践計画期間における施設維持関連事業について、毎年度160億円程度の予算確保をめざします。

(2) 今後の公共施設マネジメントについて

本市においては、国の税制改正等の影響による歳入減少や将来的な人口減少が見込まれる中、普通建設事業も適正化を図っていく必要があります。一方、人口増加に伴い1970年代以降に多くの公共施設等が整備されましたが、それらの施設が築後40年を経過してきており、今後は施設の更新(建替え)を見据えた事業調整を行う必要があります。

「重点施策(3) まちの課題解決力の強化」に掲げる「持続可能な地域経営」を実現するため、今後の公共施設等の整備においては、更新時期等に合わせて施設の集約化・複合化等を行い総量抑制を図るとともに、民間活力の導入、規制緩和等による施設の有効活用の促進など発想の転換による最適な事業手法を検討することなどにより、公共施設等の適正化を図っていきます。

用語解説

- ※1 普通建設事業マネジメント体制：全ての普通建設事業を対象として、財政状況、重点施策の推進、土地利用構想との整合などの視点から総合的かつ横断的に普通建設事業の総合調整を行うための検討体制。部長級会議（普通建設事業マネジメント会議）、関係所属長級会議（普通建設事業調整会議）等から構成される
- ※2 新設・更新等：公共施設等の新設、更新(建替え、増築)、改良、補助事業等の事業
- ※3 施設維持：公共施設等の維持管理のための補修、修繕、改修等の事業

3 計画の進行管理

(1) 施策を起点とした進行管理

社会経済環境が目まぐるしく変化し、先行きが見極めづらい状況においては、施策のめざす姿をしっかりと見据え、施策を取り巻く環境の変化に応じて、機動的かつ柔軟に施策を展開していくことが必要です。

そこで、後期実践計画では、施策の推進を起点に計画を進行管理するとともに、実践計画事業については、毎年度進捗管理を行い、事業の年次計画を適宜見直していきます。

(2) 施策評価の実施

施策ごとに設定した「まちの状態指標」や施策を取り巻く環境の変化、市の主要な取組である「施策の柱」の進捗状況などから、施策立案時の前提や仮説の妥当性を毎年度(ただし、計画初年度の2021年度は除く。)確認し、必要に応じて、実践計画事業の見直しや新たな事業の立案につなげます。

また、後期実践計画の最終年である2024年度においては、施策の達成状況や「施策の柱」の妥当性を評価して、第9次豊田市総合計画の策定に反映します。

(3) 実践計画事業の進捗管理

実践計画事業については、事業の年次計画と実績の差から進捗状況を把握し、適宜年次計画を見直すローリングシステムにより管理します。事業の見直しや新たな事業立案については、施策推進の視点からその必要性を判断します。

(4) 結果の公表

実践計画事業のローリング結果については、毎年度公表していきます。

後期実践計画終了後は、施策のめざす姿の達成状況や計画期間における実践計画事業の実績など、後期実践計画を総括した報告書を作成します。